

平成30年12月20日

事業主各位

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた
ワークショップ開催のご案内

東京労働局雇用環境・均等部 指導課長

平素より労働行政の運営につきまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、誰もがやりがいや充実感を感じながら、仕事上の責任を果たす一方、子育て・介護の時間や家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てるよう、健康で豊かな生活ができる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を図ることが社会の流れになっています。

平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」においては、平成32年までに

- ・年次有給休暇の70%以上の取得
- ・週労働時間60時間以上の雇用者の割合5割減（5%以下）

という数値目標が定められているところです。

また、平成30年7月6日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務化が法制化されました。その対応として長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進への取組は一層重要となってきております。

このため、上記数値目標達成に向けた各事業場の労務管理の改善への取組を図るべく、事例紹介のほか、参加者それぞれが自社の取組事例や課題の発表を通じて、専門の「働き方・休み方改善コンサルタント」と一緒にワーク・ライフ・バランスの実現に向けた問題点や解決策について取り組んでいく討議形式のワークショップを別添により開催します（企業名を伏せて行います）。

ご多忙のこととは存じますが、事業主、労務管理担当者の積極的な参加をお願いいたします。

なお、参加いただける日時をご選択いただき、別紙・ワークショップ参加連絡票に所定事項とともにご記入の上、開催日の10日前までに、東京労働局雇用環境・均等部指導課あてFAX等によりご提出いただきますようお願いいたします。また締切り後でも空きがあれば申込みできますので、下記担当者までお問い合わせください。

開催日及び申込み先着順による参加の可否等は、調整のうえ、再度改めてご連絡させていただきます。ご参加の場合は、「事前アンケート」に記入の上、開催日にご持参ください。なお、ご不明な点等がございましたら、下記担当者までお問い合わせください。

記

お問い合わせ先

東京労働局雇用環境・均等部 指導課

〒102-8306 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎14階

電話 03-6867-0211 FAX 03-3512-1557

担当 おのみ
小野美

別添

仕事と生活の調和に向けたワークショップ開催日程

- 1 平成31年1月21日（月曜日）：業種限定せず
開催時間 午後1時30分～午後4時30分
会場 九段第3合同庁舎 11階共用1-3会議室
- 2 平成31年1月24日（木曜日）：業種限定せず
開催時間 午後1時30分～午後4時30分
会場 九段第3合同庁舎 11階共用2-2会議室
- 3 平成31年2月12日（火曜日）：IT産業中心
開催時間 午後1時30分～午後4時30分
会場 九段第3合同庁舎 11階共用1-3会議室
- 4 平成31年2月22日（金曜日）：業種限定せず
開催時間 午後1時30分～午後4時30分
会場 九段第3合同庁舎 11階共用2-1会議室

（東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎 11階会場）

別紙

東京労働局雇用環境・均等部指導課 あて
（FAX 03-3512-1557）

ワークショップ参加連絡票

事業場名	
所在地	
電話 (FAX)	()
参加者数(複数可) 連絡部署名	
参加希望日程	第1希望 上記の 1 2 3 4 第2希望 上記の 1 2 3 4 第3希望 上記の 1 2 3 4 (番号に○をつけて下さい。)

○ 開催日等は、調整のうえ、改めてご連絡させていただきます。

○ 今回は参加しないが、今後の案内の送付を希望される場合は、[希望する]に○をつけてください。 [希望する]